

高等職業訓練促進給付金のご案内

◆「高等職業促進訓練給付金」とは・・・ひとり親家庭の親が就労に役立つ資格を取得するため養成機関で修業している場合に、修業期間中の生活費の負担を軽減するために支給するものです。

◆対象者 久留米市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の条件をすべて満たす方

- ① 20歳未満の児童を養育しているひとり親の方
- ② 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準にある方
- ③ 1年以上のカリキュラムを修業し資格取得が見込まれる方
- ④ 就業と修業の両立が困難であると認められる方
- ⑤ これまで高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがない方



※求職者支援制度の職業訓練受講給付金や雇用保険法の訓練延長給付及び教育訓練支援給付金など、この給付金と趣旨を同じくする給付を受ける場合は、対象となりません。詳しくはお問い合わせください。

◆対象となる資格（養成機関で1年以上のカリキュラムの修業が必要となるもので、原則、通学制が対象）

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、自動車整備士、製菓衛生師、調理師、歯科衛生士 など

※令和3年度内に修業を開始する場合に限り、訓練期間・対象資格が拡充されました（別紙参照）。

◆支給対象期間

申請された月以降の修業期間の全期間（上限4年）

※高等職業訓練促進給付金の支給を受け准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算で上限4年支給します。

◆支給金額

	訓練促進給付金（月額）	修了支援給付金
市・県民税 非課税世帯	100,000円	50,000円
市・県民税 課税世帯	70,500円	25,000円

※訓練促進給付金について、修業期間の最後の1年間は月額40,000円増額となります。

- ・訓練促進給付金は、申請月の分からの支給し、月払いで各修業月の翌月下旬の振込となります。
- ・修了支援給付金は、養成機関のカリキュラム修了後に支給します（修業開始時及び修了日においてひとり親家庭である方が対象です）。
- ・課税・非課税の区分は、本人及び同居親族の前年中の所得（1月～7月分は前々年中の所得）に基づいて判定します。

◆**支給を希望される方は、申請の前に、事前相談が必要です。** まずはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課（16階）
高等職業訓練促進給付金担当 電話 0942-30-9063

◆必要な手続きについて

申請の前に

支給を希望される方は、申請の前に事前相談が必要です。**入学前に、窓口で事前相談をしてください。**（生活状況等を含めた対象資格の取得見込など、支給の必要性について面談を行います。年度途中で申請される場合はこの限りではありませんので、別途ご説明いたします。）

申請

事前相談を終え支給の必要性が認められた方は、**入学後すみやかに申請に必要な書類を提出してください。**（年度途中で申請される場合はこの限りではありませんので、別途ご説明いたします。）

＜申請に必要な書類（下記以外の書類が必要になる場合もあります）＞

1. 高等職業訓練促進給付金等支給申請書（窓口にあります）
2. 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
3. 世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄が記載されたもの）
4. 申請者及び同居親族の所得証明書
5. 金融機関の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人がわかる箇所）
6. 申請者の児童扶養手当証書の写し（無い場合は、ひとり親家庭医療証の写し）
7. 養成機関の在籍証明書
8. 養成機関のパンフレット等（学校名、所在地、カリキュラム等がわかるもの）
9. 本人及び同居世帯全員のマイナンバーがわかるもの（申請書に記入するため）

審査・支給決定

事前相談と申請書類に基づいて審査します。

支給決定後、支給決定通知書と請求書等の提出書類のご案内をお送りします。

修業期間中

- 修業期間中は「高等職業訓練促進給付金請求書」を毎月提出していただきます。
- 各修業月の給付金は、請求書を翌月初旬に提出していただき、下旬に指定口座に振り込みます。
- 3ヶ月毎に出席状況報告書（養成機関で証明されたもの）を提出していただきます。
- 8月分からの支給額は、7月に最新年度の課税状況の確認を行い決定します。
- 進級の際は、書類のご提出をお願いします。（必要書類については別途ご案内します）

＜注意＞

※養成機関に1日も出席しなかった月は給付金が支給されません。（夏季休暇等で出席する必要がなかった場合を除く）

※留年、休学の場合は支給停止となりますので、必ずご連絡ください。

※市外転出、退学、結婚等、支給要件に該当しなくなった場合は支給取消となりますので、必ずご連絡ください。

※その他申請時の内容に変更があった場合もご連絡ください。

修業期間終了後

養成機関のカリキュラム修了後、30日以内に「高等職業訓練修了支援給付金」の支給申請をしていただきます。（必要書類については別途ご案内します。）

◆令和3年度内に修業を開始する場合に限り、次の資格も対象となります◆

令和3年4月1日～令和4年3月31日までに修業を開始する次の①～③の資格

- ① 専門実践教育訓練給付の指定講座で、訓練期間が**6ヶ月以上**の資格
- ② 特定一般教育訓練給付の指定講座で、訓練期間が**6ヶ月以上**の資格
- ③ 一般教育訓練給付の指定講座で、訓練期間が**6ヶ月以上**かつ「**情報関係**」の資格

※原則、通学又はオンライン学習（インターネット環境利用し、同時かつ双方向に行われるもの）が対象で、通信制の講座（予め録画・制作した映像等を利用するe-ラーニング等を含む）は対象となりません。

詳しくはお問い合わせ下さい。

※①～③の教育訓練給付制度対象講座については、

厚生労働省ホームページの『教育訓練講座検索システム』で検索できます。

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>

【お問い合わせ先】 久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課（16階）

高等職業訓練促進給付金担当 電話 0942-30-9063